

○厚生労働省告示第三百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く）。

一〇七
（略）

八
（略）

（152）
エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物

（略）
グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル

（略）
スギ花粉エキス

（432）
バルボシクリブ

（略）
（略）

九
（1048）（1047）（882）（743）（708）（707）（434）（433）（303）（302）（154）（153）（1）
（略）
（1085）ル（1046）る（881）る（742）バ（706）ス（432）（301）
パ
（略）
タジン
（略）
（略）
（略）

改 正 前

次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く）。

一〇七
（略）

八
（略）

（152）
エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物

（略）
グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル

（略）
スギ花粉エキス

（略）
標準化スギ花粉エキス

九
（1045）（880）（879）（740）（739）（704）（431）（301）（153）（1）
（略）
（1082）設（1044）ベ（878）ボタスチン
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）
（略）